資料2

伯耆町こども計画の一部変更について

1. 伯耆町こども計画とは

本町では、子育て支援の一層の推進を図り、こども・若者の育成支援、貧困対策も含めたこどもに関わる政策を総合的・一体的に推進するため、こども基本法に基づき、令和7年3月に「伯耆町こども計画」を策定しました。

2. 変更の内容について

令和8年4月の機構改革及び乳児等通園支援事業の開始に伴い、以下の2点を変更します。

(1)機構改革に伴う事業担当課の変更

ア　計画該当ページ　P.35、38、39、44、45、54

イ　変更理由　令和8年4月の機構改革に伴う事業担当課の変更

[変更内容]

事業名	変更前	変更後
子育て世代包括支援センター	健康対策課	福祉課
こども家庭センター	健康対策課・福祉課	福祉課
特定不妊治療費助成	健康対策課	福祉課
妊婦健診事業	健康対策課	福祉課
新生児聴覚検査	健康対策課	福祉課
1か月健診	健康対策課	福祉課
産後健診	健康対策課	福祉課
妊婦歯科健康診査	健康対策課	福祉課
赤ちゃん相談・訪問ケア	健康対策課	福祉課
妊婦等包括相談支援事業	健康対策課	福祉課
産後ケア事業	健康対策課	福祉課
乳児家庭全戸訪問事業	健康対策課	福祉課
離乳食講習会・幼児食育教室	健康対策課	福祉課
乳幼児健診事業	健康対策課	福祉課
にこにこ親子教室	健康対策課	福祉課
未熟児養育医療助成事業	健康対策課	福祉課
養育支援訪問事業	健康対策課・福祉課	福祉課
結婚新生活支援事業	住民課	企画課

(2)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の確保方策等の追記

ア　計画該当ページ　P.56、57、59

イ　変更理由　乳児等のための支援給付の創設に伴い、市町村子ども・子育て支援事業計画に基本的記載事項(必須記載事項)が追加されたことによるもの

[主な変更内容]

①　乳児等通園支援事業を地域子ども・子育て支援事業から教育・保育等の事項へ移行

②　乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を追記

[具体的な変更箇所]

①　-1 乳児等通園支援事業を地域子ども・子育て支援事業から教育・保育等の事項へ移行
P.56　第5章　第3期子ども・子育て支援事業計画

1．教育・保育提供区域の設定

教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業を行うにあたっては、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、事業の提供区域を設定することとなっています。

本町では、町全域を1つの区域として設定します。ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、小学校区により設定します。

計画に定めることとされている事項		区域
教育・保育等	①1号認定　（3～5歳、教育のみ）	町全域
	②2号認定　（3～5歳、保育の必要あり）	町全域
	③3号認定　（0～2歳の年齢区分ごと、保育の必要あり）	町全域
	④乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	町全域

地域子ども・子育て支援事業から移行しました。
これに伴い、項目名を「教育・保育等」としました。

①-2 乳児等通園支援事業を地域子ども・子育て支援事業から教育・保育等の事項へ移行
P.57　第5章　第3期子ども・子育て支援事業計画　2. 量の見込み及び確保方策

（1）教育・保育等の「量の見込み」及び確保方策

② 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項の追記
P.59　第5章　第3期子ども・子育て支援事業計画　2. 量の見込み及び確保方策　④乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

■ 量の見込みと確保方策　（単位：人／日）

	実績	計画				
	R5	R7	R8	R9	R10	R11
①量の見込み(実利用者数)		-	3	3	3	3
②確保方策		-	3	3	3	3
過不足②-①		-	0	0	0	0

【確保の内容】
事業実施後の利用ニーズの動向を踏まえながら、確保方策を検討します。
また、教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行ができるよう支援します。

※「量の見込み」は、各年4月1日時点を見込んでいます。

教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項を追記しました。

資料3

こども家庭センターの運営状況について

1. こども家庭センターとは

すべてのこどもや妊産婦、子育て家庭を対象に、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に担う相談支援機関です。令和4年の児童福祉法改正を受け、令和8年4月1日に福祉課子育て支援室内に設置しました。

2. 主な業務内容

・妊娠から出産・子育て期にわたる相談支援（母子健康手帳の交付・赤ちゃん訪問・虐待相談等）
・妊産婦・こどもへの各種健診の実施
・サポートプランの作成
・各種事業・サービスの紹介・利用支援（産後ケア事業、養育支援訪問事業等）
・支援関係機関との調整・連携・会議

3. 職員体制

役職	人数
センター長（福祉課長兼務）	1人
統括支援員（正規職員　保健師兼務）	1人
正規職員　保健師	2人
正規職員　管理栄養士（健康対策課兼務）	1人
会計年度任用職員　保健師	3人
正規職員　事務	3人
会計年度任用職員　事務（健康対策課兼務）	1人

4. 相談体制

・町内を6エリアに分けて、それぞれの地区担当の保健師を設定し、相談対応をしています。
・福祉課内に福祉事務所があるため、保健師6人はこども家庭センターに関係する相談以外も対応しています。（母子父子自立支援に関するもの、福祉課で担う精神保健事業に関するもの、障がい・生活困窮に関するもの）
・こどもの課題が複雑化・複合化している中で、上記の幅広い相談対応体制により、多面的に支援をしています。

5. 相談・支援の実績（令和8年4月～7月）

相談延件数：62件
支援延件数：141件
※各件数は、相談・支援に関する会議が行われた件数を示しています。同じ家庭であっても、こども・大人それぞれに会議を行った場合は、こども1件、大人1件としています。

資料4

保育所給食調理業務の民間委託について

1. これまでの経緯

令和7年4月から、ふたば保育所及びあさひ保育所の調理業務を民間事業者に委託しています（委託期間は、令和9年3月31日までの3年間）。現在まで特に問題もなく、安定的で効率的な給食調理業務の運営ができています。

2. 今後の方針

民間事業者の専門的な知識・技術を活用し、より安全で安心な保育所給食の提供体制を確立するため、こしき保育所及び溝口保育所についても民間委託に向けて準備を進めます。

3. 委託にあたっての基本的な考え方

・調理は各保育所内の調理室で実施します。
・献立作成・食材の購入は引き続き町が行います。
・町の栄養士による栄養面での指導体制を維持します。
・アレルギー対応・食育・衛生管理・安全対策は引き続き町が責任をもって実施します。
・保護者の費用負担が増えることはありません。

4. 今後のスケジュール

時期	内容
令和8年7月	保護者への説明　※こしき保育所、溝口保育所で実施済み
令和8年9月～	公募開始
令和8年 11 月	公募型プロポーザル方式による業者選定
令和8年 12 月	委託契約の締結
令和9年1月～	業務引き継ぎ
令和9年4月	業務開始

5. その他

今回のこしき保育所及び溝口保育所の業務委託期間は令和9年度末までの1年間を予定しています。これは、すでに民間委託中のふたば保育所及びあさひ保育所の委託期間が令和9年度末までとなっており、令和10年度から、町内4保育所の給食調理業務を一括して委託事業者の選定を行う予定としているためです。

資料5

放課後児童クラブ運営の民間委託の実施について

1. 民間委託に至った背景

本町の放課後児童クラブは、全職員が会計年度任用職員であり、職員の高齢化や人材確保の困難が続いています。また、職員の指導・研修体制の強化や事務の効率化も課題となっていました。

2. 民間委託の内容

委託する業務は次のとおりです。業務の「民間委託（公設民営）」であるため、運営上の最終的な責任は引き続き町が負います。

町が行う業務	民間事業者に委託する業務
利用申込み手続き及び利用決定 利用料・傷害保険料の徴収 施設の維持管理 重大事案への対応	放課後児童クラブの運営業務全般 （例） 育成支援、日常業務、保護者・学校との連携 職員の採用・研修・労務管理　等

3. 委託事業者の決定

令和8年5月に公募型プロポーザル方式による業者選定を行い、委託事業者が決定しました。

委託事業者名　シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

委託期間　　令和8年10月1月～令和11年3月31日（2年6か月）

4. 現在勤務している職員の継続雇用状況

委託後も、児童への影響を最小限にするため、現在勤務している職員は優先的に採用してもらうよう委託事業者に求めています。現在、継続雇用希望の取りまとめが終わり、雇用手続き中です。

5. 今後の予定

令和8年9月中　委託事業者による保護者説明会

令和8年10月～　民間委託による運営